

鯖江市長 牧野百男 殿

鯖江市監査委員 加藤 一 邦

鯖江市監査委員 小竹 法 夫

平成 29 年度 定期監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告するとともに、同条第 10 項の規定により意見を提出します。

記

**第 1 監査の期間**

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 20 日

**第 2 監査を実施した課、室、事務局**

《総務部》

総務課（嚮陽会館）、市民窓口課（消費者センター、河和田コミュニティセンター）、市民まちづくり課（市民活動交流センター、夢みらい館・さばえ）、防災危機管理課

《政策経営部》

めがねのまちさばえ戦略室、財務政策課、契約管理課、情報統計課、税務課、収納課

《健康福祉部》

社会福祉課（神明苑）、長寿福祉課（高齢者憩の家・いきいき未来館）、子育て支援課（子育て支援センター、認定こども園、保育所、児童館、児童センター）、健康づくり課（健康福祉センター）、国保年金課

#### 《産業環境部》

商工政策課（地域交流センター、ふれあいみんなの館・さばえ、農林業体験実習館、越前漆器伝統産業会館、東工集会所）、農林政策課（鳥獣害のない里づくり推進センター）、環境政策課（環境教育支援センター）

#### 《都市整備部》

土木課、都市計画課（公園管理事務所、道の駅西山公園）、建築営繕課、上下水道課（上水道管理センター、環境衛生センター）

#### 《教育委員会事務局》

教育政策・生涯学習課（公民館、勤労青少年ホーム・青年会館、神明健康スポーツセンター、市民体育館、高年大学）、学校教育課（幼稚園、小学校、中学校）、文化の館、文化課（文化センター、まなべの館）、国体・スポーツ推進課（総合体育館他）

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上 26 課、1 室、2 事務局

### 第 3 監査の対象

平成 28 年度一般会計・特別会計・公営企業会計の予算に係る財務に関する事務および事務事業の執行状況を対象とした。

### 第 4 監査の種類

定期監査

### 第 5 監査の方法

- 1 帳票および簿冊等の審査
- 2 提出資料に基づく説明の聴取
- 3 予算の執行および事務事業の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかの審査

### 第 6 監査の結果

財務に関する事務および事務事業の執行状況については、おおむね適正であると認められたが、一部に改善や検討を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じ適正な事務処理に努められたい。

なお、監査の際、軽微な事項については口頭で指導した。

## 第7 むすび

平成 29 年度における監査は、年度当初に年間計画を策定し、「定期監査」、「例月出納検査」、「決算審査と基金運用状況審査」、「健全化判断比率等の審査」、「財政援助団体の監査」、「指定管理者制度の監査」、「出先機関現況調査」を実施した。

定期監査の審査に当たっては、『公金が法令や規則等に基づき適正に収納され、または執行されたかどうか。』および『経済性・効率性・有効性が図られているかどうか。』に主眼を置いて監査を実施した。今回の定期監査は、主に前年度の指導事項の対応状況を確認することに重点を置き臨んだ。あわせて、定期監査と同時進行で提案型市民主役事業化制度の委託業務および運営補助金について監査を行なった。なお、昨年度に引き続き、単に問題点を見つけて指摘するだけでなく、事務の効率性を高めるのに一助となるような監査を行なった。具体的な確認事項は以下のとおりである。

- ①各種証拠書類等の計数と各種帳簿類等の計数が符合しているか。
- ②支出負担行為における金額、支出目的、債権者だけでなく、摘要欄には支出の目的、内容および積算根拠等が具体的に記載されているか。
- ③支出負担行為の執行科目および手続きは適正か。
- ④随意契約は、関係法令および財務規則に従い事務処理がされているか。また、競争入札の可能性はないか。
- ⑤工事および業務委託の計画的な発注やコスト削減意識が反映されているか。また、履行状況および検査・検収が適正に行われているか。
- ⑥指定管理者と所管課との十分な事業チェックがされているか。また、協定書に記載されたとおり適正に管理されているか。
- ⑦財政援助団体における補助金交付申請から実績報告の内容と支出について、適正に行われているか。また、補助の目的に沿った事業効果が得られているか。

この 7 項目を重点に、書類審査ならびに関係職員の聞き取りを行い、審査した結果、改善や検討を要する事項の主な内容は、次のとおりであった。

- ①支出負担行為何書の摘要欄に、支出の目的、内容および積算根拠等の説明が不足しているもの。
- ②単価契約の手続きに不備が見られるもの。
- ③契約書に不備が見られるもの。
- ④提案型市民主役事業化制度の業務委託において、業務の履行状況の確認が不足しているもの、事業内容の変更に関して協議の記録がないもの。
- ⑤各種団体への補助金において、実績報告の内容精査が不足しているもの、補助金額に比べて多額の繰越金が発生しているもの、団体の運営を補助する補助金が既得権益化しているもの、および補助の目的が公益上必要か疑問が生じるもの。
- ⑥指定管理者制度において、使用料の減免処理が不適切なもの。

これらの指摘事項は、基本的な事務処理ができていないことが原因である。

一方、これまで指摘の多かった「支出科目に誤りがあるもの」については、改善の跡が見受けられ、研修の効果および職員の意識改善が図られた結果である。

職員を対象とした財務・会計・契約事務の研修会は毎年定例的に行われるようになり、その効果は少しずつ現れている。今後も研修会を継続して行い、決裁時のチェック体制を確立し、不適切な事務処理の再発防止に努められたい。

指定管理者制度については、使用料に関して不適切な減免を行っていたものがあつた。指定管理者には、公の施設を管理していることを念頭において、公平な運営を望むものである。また、利用者の公平性の確保のためにも、使用料および減免措置の早急な見直しをされたい。指定管理者と所管課とが十分な事業チェックを行い、多様化する住民ニーズに対応し、サービスの向上と経費の縮減を図られたい。

財政援助団体については、補助対象経費に慰労を兼ねた旅費・食糧費を充当していたもの、および予算に計上せずに積立金会計へ積み立てていたものがあつた。補助金は、客観的に、当該支出が公益上必要があると認められるものでなければ支出できないものである。実績報告および補助金交付要綱に基づき適正に額の確定を行い、補助金を交付されたい。また、長年にわたり補助金を交付しているため、既得権益化されているように見受けられる団体については、事業効果を絶えず的確に把握することに努められたい。

市の主な原資は市民からの税金であることから、公金の適正な執行の確保が求められている。依然として厳しい地域経済および本市の財政状況において、公務員に対する市民の視線は厳しく、また行財政運営の透明性、公平性も強く求められている。限られた人員および限られた財源で最大の住民サービスが提供できるよう、職員の健康管理、意識改革などに努め、効率的な行政運営に努められたい。